

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、公立大学法人会津大学が、四年制の会津大学とともに設置・運営する短期大学であり、財務面では、一体的に運営されている。平成 21 年 3 月末において、資産の総額は 19,117 百万円である。主な資産は、独立行政法人化に当たり福島県から承継した土地、建物、教育機器等であるが、建物や教育機器については必要に応じて修繕、更新を行っている。また、負債の総額は 3,730 百万円である（別冊資料 J 決算の概要・財務諸表）。

なお、中期計画において、運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として、短期借入金の限度額（8 億円）を定めているが、借入れは行っていない。

法人化後の資産、負債及び資本の状況は、表 10-1 のとおりである。

表 10-1 資産、負債及び資本の状況（公立大学法人会津大学） 単位：百万円

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資産	20,960	18,741	19,117
固定資産	20,328	17,948	17,862
流動資産	631	793	1,255
負債	2,756	2,666	3,730
固定負債	1,743	1,843	2,521
流動負債	1,013	823	1,208
資本	18,203	16,074	15,387
資本金	19,304	19,304	19,304
資本剰余金	△1,209	△3,466	△4,418
利益剰余金	109	237	501

※ 単位未満切り捨て処理しており計は必ずしも一致しない。

【分析結果とその根拠理由】

主な資産は福島県から承継しており教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。また、負債は、公立大学法人会計基準特有の会計処理により計上され、返済を伴わない資産見返負債などにより構成され、長期借入はもとより短期借入も行っていないことから、債務は過大ではない。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-1-②： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本法人の経常的収入は、運営費交付金、学生納付金等の自己収入、外部資金（受託事業、補助研究等）から構成されている。平成20年度の経常的収入は4,562百万円、このうち運営費交付金が3,283百万円（72%）、授業料及び検定料等の学生納付金等が957百万円（21%）であり、法人化された平成18年度以降の経常的収入の状況については、表10-2とおりでである。

経常的収入の約7割を占める運営費交付金の算定に当たっては、効率化係数（教育・研究及び管理運営のための一般経費部分については、原則として毎年度1%削減される）はあるものの、経常的収入は継続的に確保できる仕組みとなっている。

また、学生納付金収入に直結する本学の在学学生数の状況は、平成18年度341人、平成19年度327人、平成20年度341人、平成21年度335人、平成22年度325人（各年度5月1日現在）となっており、定員（300人）を若干上回って推移している。

表10-2 収入の状況（公立大学法人会津大学） 単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運営費交付金	3,347	3,339	3,283
補助金	44	4	10
自己収入	953	964	1,001
授業料等収入	917	926	957
財産収入	23	28	29
雑収入	12	10	14
外部資金収入	117	216	268
長期借入金収入	0	0	0
計	4,463	4,525	4,562

※ 単位未満切り捨て処理しており計は必ずしも一致しない。

【分析結果とその根拠理由】

収入の約7割を占める運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費が毎年度1%削減を原則とされているが、教員人件費等特定経費はその所要額が交付されることとされている。また、学生数が定員を上回っており、学生納付金は十分に確保されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-2-①： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画は、中期計画及び年度計画の中で定めている。中期計画においては、平成18年度から平成23年度までの予算、収支計画、資金計画を定め、年度計画においては、当該年度における予算、収支計画及び資金計画を定めている。

これらの計画は、経営審議会、役員会の審議を経て決定しており、中期計画については福島県知事の認可を受け、年度計画については知事へ届け出るとともに、ホームページで公開している。また、その内容については、全教員が参加する教授会で報告している（中期計画 <http://www.u-aizu.ac.jp/images/ja/intro/chukki.pdf> P72、年度計画（平成21年度）http://www.u-aizu.ac.jp/images/ja/intro/h21fuzoku_j.pdf）。

【分析結果とその根拠理由】

収支に係る計画は、適切な決定プロセスを経て、中期計画及び年度計画に定められており、また、福島県知事の認可、教授会での報告、ホームページでの公開等がなされている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

法人化後の損益状況は、表 10-3 に示すとおりであり、各種経費の効率的な執行に努め、毎年度利益を出しており、その累計は、法人化後 3 年度分で約 5 億円である。

表 10-3 損益計算の状況（公立大学法人会津大学） 単位：百万円

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	4,233	4,309	4,055
経常収益	4,340	4,437	4,317
経常利益	107	128	262
臨時利益	1	0	1
当期総利益	109	128	263

※ 単位未満切り捨て処理しており計は必ずしも一致しない。

【分析結果とその根拠理由】

毎年度利益を計上しており、支出超過にはなっていない。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-2-③： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本法人の経常費用における教育研究活動に対する支出（教育研究経費）は、平成 20 年度においては 1,462 百万円となっており、人件費を除いた支出の 72.8%となっている。

本学に係る教育研究経費は、各学科の講義・演習・実習等経費、教員の個人研究費、コンピュータシステムリース料、教育研究に係る光熱水費などの経費が主なものである。教員の研究活動に係る経費に関しては、個人研

究費として、全教員（助手を含む。）に274千円を一律に配分するとともに、奨励研究（400千円）及び学外研修事業（1,000千円）として教員の研究や研修を支援している。

また、施設・設備の工事や修繕については、緊急性を勘案して行っており、平成18年度にエレベータの設置、平成19年度にキャリア支援センター及び附属図書館の改修、平成20年度に調理実習室の調理台の更新、平成21年度に小児保健実習室等への空調機の設置、学生相談室の整備、実験実習測定機器類の整備等を行った。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に対する支出（教育研究経費）は、人件費を除いた支出の7割を超え、また、施設・設備の工事や修繕も順次行っており、教育研究活動に対し適切に資源が確保されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-3-①： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

財務諸表については、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、福島県知事の承認を受け、福島県報に公告するとともに、事業報告書、決算報告書及び監事による監査報告書と併せて事務室で一般の閲覧に供している。また、財務諸表と決算の概要をホームページ（<http://www.u-aizu.ac.jp/intro/outline/zaimu.html>）に掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は関係法令の規定に従い公表するとともに、ホームページに掲載している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

内部監査は、本法人の内部に独立して設置されている監査室において、毎年度内部監査計画を定め実施している。

財務に関する会計監査は、地方独立行政法人法第35条に基づき会計監査人と監査契約を結び、第三者的な立場からの会計監査を受けている。

また、監事監査は、監事が公立大学法人会津大学監事監査規程（http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/regulations/reg105_j.pdf）に基づき当該年度の監査計画を作成し、業務全体の監査を実施するとともに、会計監査人から監査結果の報告及び説明を受け当該監査の正確性について最終確認のうえ、監査結果報告書を理事長に提出している。

【分析結果とその根拠理由】

監事、会計監査人、内部組織である監査室が、それぞれ独立性を保ちながら相互に連携を図り、それぞれの視点で法令遵守の観点及び大学運営の効率性や合理性の観点から監査を実施している。特に、監事は経営審議会等に出席し、大学経営に関し意見を述べるなどしている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、平成18年度は109百万円、平成19年度は128百万円、平成20年度は263百万円の総利益が確保されていると同時に、借入れも行っていないことから良好な財務状況にある。

【改善を要する点】

運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費が毎年1%削減を原則とされているため、外部資金のさらなる獲得に努める必要がある。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

- ・本学は、公立大学法人会津大学が、四年制の会津大学とともに設置・運営する短期大学であり、財務面では、一体的に運営されている。法人化に当たり県から承継した土地、建物、教育機器等の資産総額は、平成21年3月末において19,117百万円である。また、債務については過大とはなっていない。(観点10-1-①)
- ・本法人の収入の約7割を占める福島県からの運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費部分が、毎年度1%削減されているものの、教員人件費等特定経費はその所要額が交付されている。一方、学生納付金収入に直結する本学の在学学生数の状況は、定員(300人)を若干上回って推移している。(観点10-1-②)
- ・収支に係る計画は、経営審議会、役員会の審議を経て決定しており、教授会で報告するとともにホームページで公開している。(観点10-2-①)
- ・収支の状況は、借入れを行うことなく、法人化後毎年度利益を計上していることから、適切な経費執行が行われ、支出超過となっていない。また、教育研究活動に要する経費も確保されている。(観点10-2-②③)
- ・財務諸表等については、法令の規定に従い公表するとともに、ホームページに掲載している。(観点10-3-①)
- ・監査については、監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査が計画的に実施されており、適正な財務管理を確保するための体制を整備し実施している。(観点10-3-②)